

「令和6年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」の概要

「令和6年度原子力総合防災訓練の概要」

1 訓練目的（原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練）

- ① 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ② 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③ 「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ④ 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤ 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年 2月14日（金）・15日（土）・16日（日）

3 訓練の対象となる原子力事業所

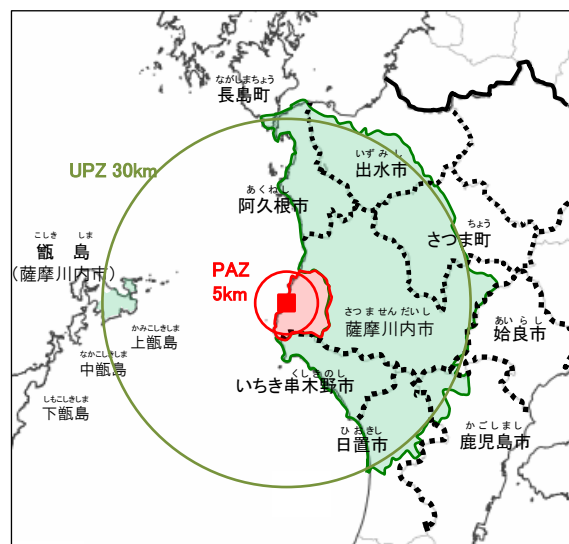
九州電力株式会社 川内原子力発電所

4 参加機関等

294機関、約4,820人（うち、約1,300人の住民参加）

5 訓練内容（訓練重点項目）

- ① 迅速な初動体制の確立
- ② 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- ③ 住民避難、屋内退避等



出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

「実施成果報告書記載事項」

報告書は、本「概要」、「実施成果報告書」、「関連資料」及び「訓練参加者アンケート集計結果」で構成。
「実施成果報告書」では、今後の各種計画等の見直しに活かすため、訓練参加者の自己評価や評価員の評価等から課題及び教訓等を抽出して取りまとめて整理した。

「令和6年度 原子力総合防災訓練の訓練目的に関する評価」

- ① 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
 - ・ 初動において、国、鹿児島県等及び原子力事業者は既定の本部等を設置し、迅速に初動体制を確立、円滑に初動対応を実施した。以降も相互に連携して情報共有等を行う等、防災体制・協力体制の実効性を確認した。
- ② 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
 - ・ 一時移転に係る住民防護措置の検討の際、対象区域の住民、介護施設等の具体的な移転要領について、官邸、内閣府本部、ＥＲＣ及びＯＦＣの各拠点間で協力して検討する等、マニュアルに定められた手順を確認した。
- ③ 「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
 - ・ 住民避難等において、一時集合場所、避難退域時検査場所及び避難所におけるＤＸ活用での受付、安定ヨウ素剤の配布等の計画上の一連の手続が円滑に行われており、問題点がないことを確認した。
- ④ 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
 - ・ 能登半島地震の教訓による孤立地域の住民避難は、ＥＲＣ等と関係省庁等との連携により迅速に対応された。避難先及び経路の変更は、県災害対策本部とＯＦＣの調整等により円滑に対応されていたことを確認した。
- ⑤ 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進
 - ・ ７回に及び事前の訓練の成果により各要員の習熟度は高いことを確認した。住民避難訓練時の避難所に集合した機会を通じ、専門家による原子力防災に関する講習を行い住民理解の促進を図った。

「今後に向けて」

更なる防災体制の強化のためより実践的な訓練となるよう、訓練項目や訓練方法の充実・高度化を図る。

- ・要員参集が困難な状況での対応手段の確立
自然災害被害により各現地本部等への参集手段・経路が制限された状況における限定された要員での初動対応
- ・国民向けのメッセージの検証
国として発信する情報において不要な混乱や不安を煽ることがないように、現状を伝える情報（国民の不安を払拭する情報）と最悪の事態進展の情報（最悪の事態に備えるための情報）の発信時期、表現等の発信要領の検証
- ・防護措置の判断に必要な自然災害による被害状況把握の更なる迅速化
特に中央の活動において自然災害対応部署との連携を強化し、迅速かつ実効性のある検討及び調整等の活動の実施